

警察犬嘱託等運営要綱の制定について（例規通達）

（令和7年12月25日）

（栃鑑第4号栃木県警察本部長通達）

この度、警察犬嘱託等運営要綱を別添のとおり制定し、令和8年1月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、警察犬嘱託等運営要綱についての全部改正について（令和6年7月25日付け栃鑑第3号）は、同日をもって廃止する。

別添

警察犬嘱託等運営要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、警察犬、警察犬の所有者及び警察犬指導士（警察犬の訓練及び使用に当たる者をいう。以下同じ。）（以下「警察犬等」という。）の嘱託及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置等）

第2 警察犬等の嘱託の適正を図るため、警察本部に警察犬等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会及び警察犬等についての事務は、警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）において行なうものとする。

（委員会の構成）

第3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、警察本部長とし、委員には、刑事部長、刑事部刑事総務課長及び刑事部鑑識課長をもって充てるほか、警察犬等についての知識及び経験を有する警察職員以外の者に委嘱する。

3 委嘱を受けた者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の審査）

第4 委員会は、警察犬等の嘱託又は嘱託の取消しに必要な審査を毎年1回実施するものとする。

2 審査は、警察犬は足跡追及、臭気選別、服従警戒等の能力、警察犬指導士は指導の能力についての審査を実地又は書類選考（以下「審査等」という。）により行うものとし、審査の実施期日、場所及び審査要領は別に定める。

なお、出場資格については、犬の種別を限定してはならない。

(警察犬の嘱託)

第5 警察犬の嘱託は、委員会の審査に合格した犬のうち、飼育場所と警察犬指導士の居住場所が緊急出動可能か調査し、その結果に基づき委員長が行うものとする。

2 委員長が警察犬等の嘱託をしたときは、警察犬指導士及び警察犬の所有者とあらかじめ警察犬の使用について協議を行い、名簿とともに関係所属長に通知しなければならない。

(警察犬指導士等の受審資格)

第6 警察犬の所有者及び警察犬指導士の受審資格は、次のとおりとする。

(1) 県内居住者（県境付近居住者を含む。）で警察からの出動要請に迅速に対応できること。

(2) 健康で警察諸活動に理解を持つなど、適格性を有していること。

(3) 本人及びその家族について、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがないこと。

(4) 過去に第9の(4)から(6)の理由で嘱託を取り消されたことがないこと。

(嘱託書の交付及び作業服等の貸与)

第7 嘱託は、警察犬の所有者に対しては警察犬嘱託書（別記様式第1号）、警察犬指導士に対しては警察犬指導士嘱託書（別記様式第2号）を交付する。

2 警察犬指導士を嘱託する際、警察犬指導士が搜索活動、警戒活動等の出動時に着用する作業服、帽子、ベスト及びワッペン（以下「作業服等」という。）を実情に応じて貸与する。

(嘱託の期間)

第8 警察犬等の嘱託の期間は、嘱託の日から1年とする。ただし、委員長が必要と認めるときは変更することができる。

(期間満了前の取消し)

第9 委員長は、次に掲げる事由が生じたときは、期間満了前であっても、嘱託を取り消すことができる。

(1) 警察犬の所有者又は警察犬指導士が変わったとき。

(2) 警察犬の所有者又は警察犬指導士が嘱託を辞退したとき。

(3) 警察犬が死亡、疾病等の理由により出動することができなくなったとき。

(4) 刑罰を伴う法令に違反する行為があったとき。

(5) 正当な理由がないのに警察からの出動要請を複数回拒否したとき。

(6) その他警察犬の所有者又は警察犬指導士が警察運営上好ましくない事案を生じさせたときなど委員会が審議して嘱託をしておくことが適当で

ないと認めたとき。

(嘱託書の返納)

第10 委員長は、警察犬又は警察犬指導士の嘱託期間満了前に嘱託を取り消したときは、警察犬嘱託書又は警察犬指導士嘱託書の返納の手続をとらなければならない。

(作業服等の返納)

第11 委員長は、警察犬指導士の嘱託期間が満了したときは又は嘱託期間満了前に嘱託を取り消したときは、作業服等の返納の手続をとらなければならない。

(功労警察犬、永久功労警察犬及び名誉警察犬指導士)

第12 委員長は、3年連続で警察犬嘱託審査会の実地審査に合格し、かつ積極的に出動するなど功労があった警察犬を功労警察犬として認定し、認定証(別記様式第3号)を贈ることができる。

2 委員長は、上記警察犬が功労警察犬として登録された翌年の実地審査に合格し、かつ相当する功労があったと認められるときは、永久功労警察犬として認定し、認定証(別記様式第4号)を贈ることができる。

3 委員長は、警察犬指導士として優れた手腕を発揮するなど、その功績が特に顕著な者を名誉警察犬指導士として認定し、認定証(別記様式第5号)を贈ることができる。

(警察犬の使用)

第13 警察犬の使用は、栃木県警察犯罪捜査規程(平成12年栃木県警察本部訓令乙第19号)の定めるところによる。

(謝金)

第14 委員長は、警察犬等を使用したときは、予算の範囲内で謝金を支給するものとする。

(災害見舞金の支給)

第15 委員長は、嘱託した警察犬が出動中の災害により死亡し、又は疾病にかかり若しくは負傷した場合には、別に定めるところにより災害見舞金を支給することができる。

(簿冊の備付け等)

第16 鑑識課は、警察犬嘱託台帳(別記様式第6号)及び警察犬指導士嘱託台帳(別記様式第7号)を備え付けて、所要事項を整理しておかなければならない。